破産手続廃止

平成２５年（フ）第６４７号
千葉県松戸市六高台７丁目55番地の３　グリーンハイツ六高台３号
破産者　千代岡　徹
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３号
千葉県柏市今谷上町４番地の４
破産者　岩崎　弘昌
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１６号
千葉県松戸市六高台６丁目６番地11
破産者　有限会社千代岡商事
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１３８号
千葉県柏市塚崎1000番13
破産者　有限会社須藤建装
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１３９号
千葉県松戸市竹ケ花221番地の３　サンライフ竹ケ花402号
破産者　須藤　和江
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７６７号
東京都渋谷区千駄ケ谷４丁目28番７号
破産者　株式会社ＮＪＰ
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６８号
東京都小金井市緑町４丁目６―38―302
破産者　中村　　修
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３３０号
東京都港区六本木４丁目４番３号　六本木協和ビル33号室
破産者　株式会社エリッＱｏｏ
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６９２号
東京都北区志茂２丁目24番５号
破産者　有限会社タカノ
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６９３号
東京都北区滝野川２丁目38―１、開始決定時の住所東京都北区東十条６―６―10
破産者　高野　明浩
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６９４号
東京都北区滝野川２丁目38―１、開始決定時の住所東京都北区東十条６―６―10
破産者　高野美代子
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３００９号
神奈川県横浜市都筑区牛久保２丁目12―15―Ｆ103
破産者　井本　　明
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７号
相模原市南区大野台３丁目15番12号ルミエール田村Ｌ―２号
破産者　有限会社沢正工務店
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５１３号
愛知県春日井市美濃町３丁目20番地の17
破産者　有限会社丸定
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９２号
北海道旭川市春光台１条３丁目１番26号
破産者　株式会社雪華
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７８号
北海道旭川市末広一条10丁目４番22号
破産者　株式会社ＰＬＡＮＴ’Ｓ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２９号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本６番地９
破産者　有限会社石岡商店
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
秋田県雄勝郡羽後町柏原18番地の５
破産者　有限会社スガワラ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第４７号
栃木県那須郡那須町大字湯本291番地
破産者　日道商事株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第５２３号
宮崎県宮崎市吉村町下り松甲2457―２　第二横山ビル202、商業登記簿上の本店所在地宮崎県延岡市惣領町19番８号
破産者　有限会社サト一設計
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
石川県小松市園町ホ129番地１
破産者　株式会社アクシア
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１８号
石川県小松市園町ホ129番地１
破産者　有限会社イコマ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部